

平成13年3月13日
株式会社新潟中央銀行
金融整理管財人

新潟中央銀行の旧経営陣に対する民事提訴について（報道発表）

株式会社新潟中央銀行金融整理管財人は、本日、新潟地方裁判所に同銀行の旧経営陣を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

1 提訴案件の概要

- (1) 地域産業振興株式会社に対する平成3年6月及び8月の2回合計15億円の融資について、損害額15億円の内8億円の損害賠償請求
- (2) 株式会社南宮崎リサイクルセンターに対する平成6年9月から同7年5月までの間の4回合計44億3,200万円の融資について、損害額25億2,200万円の内13億円の損害賠償請求

2 被告

大森龍太郎	（元代表取締役頭取）	今村幸司	（元常務取締役）
佐藤秀一	（元常務取締役）	立川満	（元専務取締役）
高橋篤生	（元専務取締役）	大森寛	（元常務取締役）
永村弘志	（前代表取締役頭取）	中澤久雄	（元常務取締役）
大倉八郎	（元常務取締役）	志賀英雄	（元常務取締役）
高野康平	（前取締役東京支店長）		

3 請求の趣旨の要旨

- ① 大森龍太郎、今村、佐藤、立川、高橋及び大森寛に対し、8億円
- ② 大森龍太郎、大倉、高橋、中澤、永村、大森寛及び高野に対し、10億円
- ③ 大森龍太郎、大倉、高橋、中澤、永村、志賀及び高野に対し、3億円

4 請求の原因の要旨

- (1) 地域産業振興株式会社に対する融資（請求の趣旨①）

ア 事情

当初は当行の株式会社新潟農林開発（後の株式会社笹神ケイマンゴルフパーク）に対する不良債権を回収する目的で計画され、その後、同社経営者矢澤洋一が経営する企業グループの第三者に対する債務弁済資金の調達を主たる目的として実行されたものであり、同グループの株式会社新日本林業所有の新潟県東蒲原郡鹿瀬町八ツ目沢の山林約50万平方メートルを新設する株式会社ナック（後の地域産業振興株式会社）が借り受けて産業廃棄物処理場を建設し、これを第三セクターに売却して返済するとして、次のとおり合計15億円を融資した。

イ 注意義務違反

- ① 平成3年6月18日、株式会社ナックに対し、6億円を貸付
- ② 同年8月29日、同社に対し、9億円を貸付
- (7) 技術的に開発が困難、地域住民の同意、産業廃棄物処理場設置許可の取得が困難など産業廃棄物処理場建設の可能性なし。
- (4) 事業の全体計画（総額51億円）など収支計画に合理性がなく、売却先の第三セクターが設立未了など返済計画が不確実。
- (ウ) 地域産業振興株式会社には収入がなく、本件事業の実現まで返済可能性がない上、大幅な保全不足にあり、事業計画不成就の場合の回収可能性なし。

ウ 損害

産業廃棄物処理場計画は進展せず、運転資金の支援を中止した結果、延滞となり、平成6年9月9日に回収不能とされ、後記(2)のとおり、同年10月7日、株式会社南宮崎リサイクルセンターに肩代わりさせ、形式的には融資残高18億4,831万2,254円は回収されているものの、同社への貸付が回収不能となっていて、実質的には回収されておらず、本件融資による15億円が損害となる。

(2) 株式会社南宮崎リサイクルセンターに対する融資（請求の趣旨②、③）

ア 事情

当行の地域産業振興株式会社に対する(1)の融資による不良債権を回収する目的で実行されたものであり、日本工業株式会社（後の株式会社南宮崎リサイクルセンター）が地域産業振興株式会社から(1)の産業廃棄物処理場建設事業の権利を取得するほか、宮崎県串間市内に安定型産業廃棄物最終処分場設置許可を受けている有限会社南那珂産業廃棄物処理場を買収し、同社に資金を転貸して管理型産業廃棄物最終処分場施設を建設させ、同社からのマネジメント料及び受取利息による収入で返済するとして、次のとおり合計44億3,200万円を融資した。

イ 注意義務違反

- ③ 平成6年9月18日、日本工業株式会社に対し、18億9,000万円を貸付（請求の趣旨②）
- ④ 同年10月7日、同社に対し、19億1,000万円を貸付
- ⑤ 同7年4月19日、同社に対し、5億5,000万円を貸付（請求の趣旨③）
- ⑥ 同年5月24日、同社に対し、8,200万円を貸付（請求の趣旨③）
- (7) 地域住民の同意、産業廃棄物処理場設置許可の取得が困難など管理型産業廃棄物処理場建設の可能性なし。
- (イ) 宮崎県が産業廃棄物の県外からの搬入を拒否しているのに県外搬入を見込むなど収支計画に合理性がなく、返済計画が不確実。
- (ウ) 株式会社南宮崎リサイクルセンターには収入がなく、有限会社南那珂産業廃棄物処理場も赤字会社である上、大幅な保全不足にあり、事業計画不成就の場合の回収可能性なし。

ウ 損害

平成8年4月、本件管理型産業廃棄物最終処分場設置許可申請が取り下げられ、事業計画が実現不可能となり、本件貸付残高44億3,200万円が全額回収不能となっているが、④の融資は、①、②の融資を含む当行の地域産業振興株式会社に対する融資の返済に充てられ、当行に環流しているため、損害に含めない。③の融資残高18億9,000万円及び⑤、⑥の融資残高合計6億3,200万円が損害となる。

5 株式会社新潟中央銀行の概要

株式会社新潟中央銀行は、昭和17年10月に設立された新潟無尽株式会社が同26年10月に相互銀行に転換して株式会社新潟相互銀行となり、平成元年2月に普通銀行に転換して現商号に変更したものである。

同銀行は、平成11年10月2日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条第1項第2号により、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。

同銀行は、平成11年3月31日現在、資本金111億4,000万円、店舗数79（出張所1を含む。）、従業員1,419名、預金高1兆540億9,300万円であった。